

国土交通省中国地方整備局は、平成29年8月1日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第5条第3項の規定により、「安来地区電線共同溝PFI事業」に関する実施方針を公表しました。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、同事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

平成29年9月14日

国土交通省中国地方整備局長 川崎 茂信

安来地区電線共同溝 PFI 事業

特定事業の選定について

1. 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき実施するものである。

選定された民間事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「事業者」という。）を設立し、P F I 事業を実施することを基本としている。

(1) 事業名称

安来地区電線共同溝 PFI 事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

電線共同溝等

② 種類

電線共同溝（道路法第 2 条第 2 項の 7 に定める電線共同溝（道路附属物））

道路（歩道、水路等）

道路附属物（道路照明、道路標識等）

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 石井 啓一

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 国土交通省中国地方整備局長

川崎 茂信）

(4) 事業内容

事業者は、本事業に関して、以下の業務を行う。

① 設計業務

ア 詳細設計業務

イ 調整マネジメント業務（設計段階）

- ② 工事業務
 - ア 整備工事業務
 - ※ 電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去・移設は業務に含まない。
 - イ 工事監理業務
 - ウ 施設整備の所有権移転業務
 - エ 調整マネジメント業務（工事段階）
- ③ 維持管理業務
 - ア 点検業務・補修業務
 - イ 調整マネジメント業務（維持管理段階）

(5) 事業方式及び権利関係

事業者は、自らを本施設の原始取得者とし、国土交通省中国地方整備局（以下「中国地方整備局」という）が所有する土地に本施設の設計・工事した後、本施設を未使用のまま中国地方整備局に引渡すとともに、維持管理対象施設に対する維持管理を行う、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。このため、事業者は自己の名義による本施設の保存登記を行わない。

なお、既存ストックを活用する提案が選定された場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。

(6) 事業期間及び事業費の支払い

本事業の事業期間は、中国地方整備局と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から平成44年3月末までの約15年間の期間とする。なお、本施設の中国地方整備局への引渡しは、平成37年3月頃を予定している。

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、中国地方整備局は、事業者から本施設の引渡しを受けた後に、本事業の実施の対価（以下「事業費」という。）として、事業者以下に以下の費用を支払う。

- ① 施設整備費
- ② 維持管理費
- ③ その他の費用
- ④ 消費税等

なお、事業費の支払の詳細については、入札公告時に示す。

(7) 施設の立地及び規模に関する事項

- ・ 事業場所：一般国道9号 島根県安来市
- ・ 用途地域：商業地域、近隣商業地域
- ・ 事業延長：約1km

2. P F I 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、中国地方整備局が直接実施する場合と P F I 事業として実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は中国地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、中国地方整備局が直接事業を実施する場合と P F I 事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、P F I 事業で実施する場合は、中国地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、12.5 %のV F Mが見込まれる結果となった。

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I 事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

① 民間活力に基づく新技術・新工法の活用

P F I 事業として実施することで、設計・工事から維持管理に至るまで事業者からの新たな手法の提案や新技術・新工法の活用が期待されることからコストの縮減及び施設の長寿命化が期待できる。

② 設計・工事・維持管理のパッケージによる業務の効率化

設計・工事から維持管理に至るまでパッケージ（一括）で発注することにより、マネジメントを含め効率的かつ効果的な事業計画調整が期待できる。

③ 事業調整への民間ノウハウの活用による無電柱化の円滑な推進

無電柱化を推進するにあたって課題となっている電力会社や通信会社などとの事業調整に係る業務に関して、事業者が専念して取り組むことで事業者の技術力、地元調整力等が十分に発揮され、従来方式に比べより円滑に無電柱化の推進が可能になる。

④ まちづくりへの貢献

上記①～③の効果により、早期整備が期待されることから、沿道の良好な景観の形成、並びに電柱の倒壊防止及び緊急輸送路の確保などによる災害防止効果の早期発現等、地域のまちづくりに貢献する。

⑤ 民間資金等の活用による財政負担の平準化

本事業を P F I 事業として実施することで、施設整備及び維持管理などに要する費用を、サービスの対価として毎年定額支払うことから、財政支出を平準化することが可能となる。

⑥ リスク分担の明確化による安定した事業実施

発生が想定されるリスクについて中国地方整備局と事業者間の責任分担を明確化

し、調整マネジメントにノウハウがある事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを移転することにより、リスク管理の最適化が図られ、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した無電柱化の実施が期待できる。

(3) PFI事業として実施することの総合評価

以上のことから、本事業は、PFI事業として実施することにより、定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。また、このことは、実施方針公表後の事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断される。このため、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1. PSC と PFI-LCC と VFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC (現在価値ベース)	(非公表)	・ その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため
②PFI-LCC (現在価値ベース)	(非公表)	
③VFM (金額)	(非公表)	
④VFM (割合)	12.5 %	

2. VFM 検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①割引率	2.6 %	・ 「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」を踏まえ、2.60%に設定した。
②物価上昇率	—	・ 物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
①施設整備にかかる費用の算出方法 (このうち資金調達に係る費用は③参照のこと。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・設計費 ・ 工事費 ・ 調整マネジメント費 (設計段階・工事段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・設計費 ・ 工事費 ・ 調整マネジメント費 (設計段階・工事段階) ・ 事業者の開業に伴う費用 ・ 引渡日までの事業者の運営費 ・ 融資組成に伴う費用 ・ 建中金利 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ PFI-LCC の各経費については、一括発注による効果を考慮して算出した。
②維持管理にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検費 ・ 補修費 ・ 調整マネジメント費 (維持管理段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検費 ・ 補修費 ・ 調整マネジメント費 (維持管理段階) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ PFI-LCC の各経費については、PSC と同等に算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備費は、出来高に応じ支払 ・ 維持管理費は発生年度に支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定額の資本金以外は、外部借入による資金調達とし、これに伴って事業期間に支払う借入利息及び事業者の税引前利益の一部を割賦手数料として計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達条件については、過去の PFI 事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定した。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
④その他の費用		<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI 事業実施に係る公共側の費用 ・ 引渡日以降の事業者の運営費 ・ 事業者の税引前利益 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI-LCC は、事業者の運営費等を計上した。